

指定管理者制度について

※一部、報告書と内容が重複している。

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、公の施設¹の管理運営に民間経営を導入することにより、多様化する区民ニーズに効果的、効率的に対応し、利用者に対するサービスの向上を図ることや管理経費を縮減することを目的とする制度で、平成15(2003)年の地方自治法改正により創設された。これにより、公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人²等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体に任せられるようになった。

指定管理者は、施設の管理運営を包括的に任せられることから、決められた業務のみを仕様書どおりに行う業務委託とは異なり、自らのノウハウ等を生かし、独自の工夫により自主事業を行うことができる。

【指定管理者に関する地方自治法の主な規定】

項目	内容
条例の制定 (法第244条の2第3項・第4項)	地方公共団体は、公の施設の目的を効果的に達成するために必要がある場合は、条例に定めることで指定管理者に公の施設の管理を任せられることができる。
議会の議決 (法第244条の2第5項・第6項)	地方公共団体は、指定期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定する。
利用料金制 (法第244条の2第8項・第9項)	公の施設の利用料金は、指定管理者が自らの収入とすることができる。
事業報告 (法第244条の2第7項)	・指定管理者は、毎年度終了後に事業報告を提出する。 ・地方公共団体は、業務の実施状況や施設の利用状況、管理経費等の収支状況など、管理の実態を把握する。
指定の取り消しや業務停止命令 (法第244条の2第10項・第11項)	・地方公共団体の長は、指定管理者に対し、必要な指示を行うことができる。 ・指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、地方公共団体の長は、指定の取消し、又は業務の全部又は一部の停止を命令できる。

¹ 地方自治法第244条第1項で定める『住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するため』に地方公共団体が設置する施設(例えば地域区民センター、体育館、図書館、公園など)

² 出資法人とは、行政が直接実施するよりも効果的・効率的などの理由により、行政が出資・出捐(寄附等)を行っている法人の総称。出資法人の形態としては、公益財団(社団)法人及び一般財団(社団)法人、会社法法人、特別法法人、地方独立行政法人がある。

【指定管理者制度と業務委託の主な違い】

	指定管理者制度	業務委託
法的性格	管理代行 (指定により公の施設の管理権限の指定を受けた者に委任するもの)	私法上の契約関係 (契約に基づく施設運営・管理業務の執行の委託)
区との関係	協定 ³ の締結	委託契約 ⁴ の締結
提供するサービス	条例及び協定書の範囲内で、指定管理者が事業計画書を作成し、区が確認の上、実施 (指定管理者の裁量で、独自事業を実施)	区との契約の範囲内で、仕様書のとおり業務を実施 (事業者が独自の事業は実施できない)
施設の管理者	指定管理者	区
施設の利用許可	指定管理者	区
利用料・使用料	指定管理者の収入とすることができる	区の収入となる

³ 協定とは、互いに協議や相談して決めること

⁴ 契約とは、提示した内容を把握して交わされるもの

2 杉並区の指定管理者制度の導入経過について

区では、第2次行財政改革実施プラン⁴(平成15(2003)年度～平成17(2005)年度)において、区立保育園の改築に伴う公設民営⁵化の推進と、保育定員数の増等を図ることを掲げ、平成16(2004)年度に杉並区として初めての指定管理者制度を区立保育園に導入した。

その後、第3次行財政改革実施プラン(平成17(2005)年度～平成19(2007)年度)に、区立施設への指定管理者制度導入を計画化して以降、「指定管理者制度導入指針」に基づき、業務の効率化と区民サービスの向上を両立していく観点から、サービスの提供主体や提供方法を見直し、民間事業者等のノウハウを生かせる事業については、指定管理者制度の導入を進めてきた。

指定管理者制度導入指針は区ホームページで公開している。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/monitor/1005301.html>



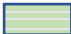
⁴ 区では平成13(2001)年当時、長期に及ぶ経済不況等にもなう財政上の危機を乗り切るため、行財政改革大綱(10か年戦略)を策定し、財政再建と健全財政の確立等を目指した。行財政改革大綱の戦略目標を達成するための具体的な計画が行財政改革実施プランであり、第4次行財政改革実施プラン(平成20(2008)年度～平成22(2010)年度)まで策定された。

⁵ 国や地方公共団体が施設を設置し、その運営を業務委託や指定管理者制度により、民間に任せること

(1) 指定管理施設の推移

指定管理者制度を導入した平成16(2004)年度以降、令和4(2022)年度までの間の、導入施設の推移及び施設名称は、次のとおりである。

【指定管理者制度施設の推移】

・指定管理期間  ・指定管理制度終了後民営化  ・指定管理者制度終了後業務委託 

	平成16 2004	平成17 2005	平成18 2006	平成19 2007	平成20 2008	平成21 2009	平成22 2010	平成23 2011	平成24 2012	平成25 2013	平成26 2014	平成27 2015	平成28 2016	平成29 2017	平成30 2018	平成31 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022
導入施設数	1	1	18	21	21	21	25	26	25	25	26	24	26	28	29	29	35	36	37
高井戸保育園																			
上井草体育館																			
上井草運動場																			
上井草温水プール																			
妙正寺体育館																			
高円寺体育館																			
荻窪体育館																			
大宮前体育館 ※1																			
永福体育館																			
下高井戸運動場																			
杉並芸術会館																			
高井戸温水プール																			
高円寺北保育園 ※2																			
荻窪北保育園 ※2																			
産業商工会館 ※3																			
和田障害者交流館 ※4																			
高円寺障害者交流館 ※4																			
視覚障害者会館 ※5																			
阿佐谷図書館																			
成田図書館																			
あけぼの作業所 ※6																			
高円寺南保育園 ※2																			
方南図書館																			
永福図書館																			
宮前図書館																			
高井戸図書館																			
大田黒公園																			
高井戸地域区民センター																			
高齢者活動支援センター																			
堀ノ内東保育園																			
下高井戸保育園 ※2																			
上高井戸保育園																			
松ノ木運動場																			
下高井戸区民集会所																			
南荻窪図書館																			
下井草図書館																			
今川図書館																			
ゆうゆう今川館																			
西荻地域区民センター																			
勤労福祉会館																			
西荻南区民集会所																			
コミュニティふらっと永福																			
阿佐谷地域区民センター																			
阿佐谷けやき公園																			
梅里区民集会所																			
梅里中央公園																			

※1 大宮前体育館

平成23(2011)年度末に、当時の指定管理期間が満了する際、既に平成26(2014)年度の移転改築が予定されていたため、改築後の新施設が開設するまでの期間の運営は当時の指定管理者へ業務委託した。

※2 高円寺北保育園・荻窪北保育園・高円寺南保育園・下高井戸保育園

杉並区行財政改革推進計画(平成31(2019)年度～令和3(2021)年度)に基づき、指定管理期間が満了する翌年度に私立保育園に転換した。

※3 産業商工会館

平成26(2014)年度末の指定管理期間満了から施設の減築改修に伴い休館となる平成27(2015)年10月までの間は、業務の継続性及び事務処理の効率性等により業務委託とした。減築改修後においては、使用料総額の40%超を占める講堂の廃止を含む減築により、大幅な利用料の減収が見込まれ、事業者の創意工夫やコスト削減等、指定管理者制度による導入効果が見込めなくなることから、指定管理者制度は導入せずに業務委託に変更した。

※4 和田障害者交流館・高円寺障害者交流館

指定管理期間満了に伴う、次期指定管理者選定委員会において、交流会館の沿革や特性等を考慮すると、指定管理者制度になじまない点があるとの意見を踏まえ、業務委託に変更した。

※5 視覚障害者会館

事業の対象が視覚障害者に限定していることや民間の同種事業の市場が拡大していること等を勘案し、指定管理者としての裁量の幅が限定的であることから、業務委託に変更した。

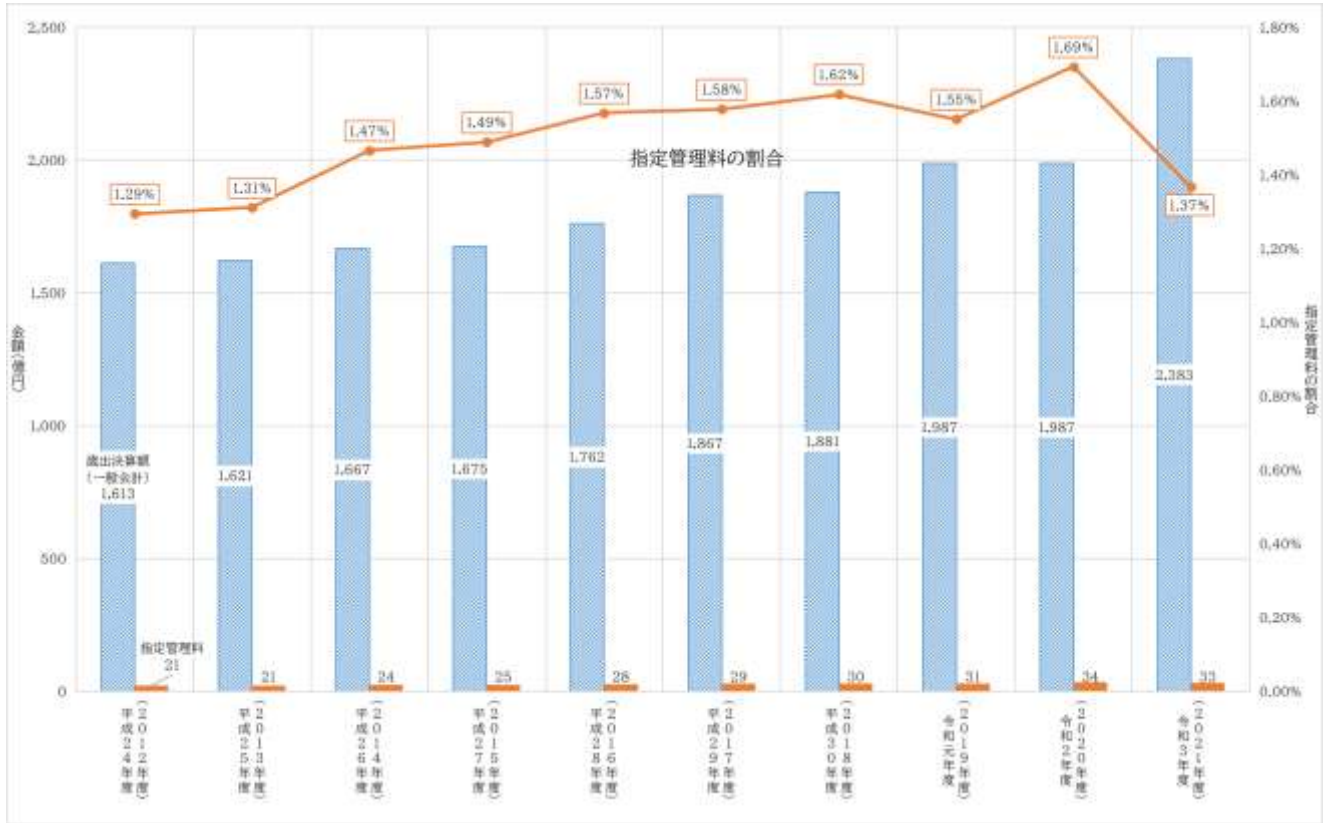
※6 あげぼの作業所

民営化を前提とした導入であり、計画どおりに民営化した。

(2) 区の歳出決算額に占める指定管理料の割合の推移

過去10年間における区の歳出決算額(一般会計)及び区が支出した指定管理料の総額と、区の歳出決算額に占める指定管理料の割合の推移は次のとおりである。

【毎年度の指定管理料及び区歳出決算額に占める指定管理料の割合】



3 杉並区の指定管理者制度の運用

(1) 杉並区の指定管理制度の主な特徴

区では、指定管理施設のサービスの質の維持・向上及び従事者の労働環境の適正化を図るために、独自の取組を行ってきた。

① 公募型プロポーザル方式⁶による事業者選定

区では、指定管理者の選定における競争性の確保と説明責任を果たす観点から、新たに指定管理者制度を導入する施設に限らず、指定管理期間満了に伴う次期指定管理者の選定においても、公募型プロポーザル方式を原則としている。選定に当たっては、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき、選定委員の半数以上は、専門性を有する学識経験者等からなる外部委員としている。審査方法は、指定管理者としての一般的な適正を審査する第一次審査(書類審査)と、プレゼンテーション等から事業の計画性、実行性などを審査する第二次審査の2段階方式としている。また、施設の特성에応じて、現地視察の機会を設けて選定委員が導入施設の理解を深めることができるよう工夫をしている。

なお、施設の管理運営において、特殊な技術を必要とするなどの理由から、他の担い手が存在しないと想定される場合などは、非公募により選定⁷できるものとしているが、非公募とする場合においても、公募と同様の書類の提出を求め、委員会を設置して選定し、その評価結果を公表している。

【プロポーザル方式による事業者公募状況】

年度	施設名称	公募者数
平成15(2003)年度	高井戸保育園	7
平成17(2005)年度	高円寺体育館・妙正寺体育館・大宮前体育館・永福体育館・荻窪体育館・下高井戸運動場・高井戸温水プール／産業商工会館／和田障害者交流館／視覚障害者会館／高円寺障害者交流館	非公募
	杉並芸術会館	9
	上井草スポーツセンター(上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール)	5
	荻窪北保育園	4
	高円寺北保育園	5
平成18(2006)年度	高井戸保育園	非公募
	あけぼの作業所	3
平成20(2008)年度	阿佐谷図書館・成田図書館	4
	高円寺体育館・妙正寺体育館・大宮前体育館・永福体育館・荻窪体育館・下高井戸運動場・高井戸温水プール	1
	上井草スポーツセンター(上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール)	3
	高円寺南保育園	8
	産業商工会館／和田障害者交流館／杉並視覚障害者会館／高円寺障害者交流館	非公募
平成21(2009)年度	荻窪北保育園／高円寺北保育園	非公募
	成田図書館・阿佐谷図書館	2
	永福図書館・方南図書館	2
平成22(2010)年度	宮前図書館・高井戸図書館	5
	大田黒公園／杉並芸術会館	非公募
平成23(2011)年度	荻窪北保育園／高井戸保育園／高円寺南保育園／高円寺北保育園	非公募
	杉並視覚障害者会館／産業商工会館	非公募
	高井戸地域区民センター・高齢者活動支援センター・高井戸温水プール	5
	上井草スポーツセンター(上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール)	3
	高円寺体育館・妙正寺体育館・永福体育館・荻窪体育館・下高井戸運動場	3

⁶ 指定管理者候補者(契約締結交渉者)の選定に当たり、企画、技術等に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、指定管理者候補者の選定を行う方式

⁷ 現在の指定管理施設のうち、保育園については、子どもの環境の変化等を考慮し、非公募としている。

年度	施設名称	公募者数
平成24(2012)年度	永福図書館・方南図書館	1
	宮前図書館・高井戸図書館	4
	成田図書館・阿佐谷図書館(再公募)	3
平成25(2013)年度	堀ノ内東保育園	2
	大宮前体育館	9
	大田黒公園	1
平成26(2014)年度	杉並芸術会館	1
	下高井戸保育園	2
平成27(2015)年度	上井草スポーツセンター(上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール)・妙正寺体育館	2
	宮前図書館・高井戸図書館	2
	永福図書館・方南図書館	2
	成田図書館・阿佐谷図書館	2
平成28(2016)年度	高円寺北保育園／高円寺南保育園／荻窪北保育園／高井戸保育園	非公募
	上高井戸保育園	1
	高井戸地域区民センター・高齢者活動支援センター・高井戸温水プール	1
	荻窪体育館・高円寺体育館・松ノ木運動場	2
	下高井戸運動場・下高井戸区民集会所	2
平成29(2017)年度	永福体育館	7
平成30(2018)年度	永福図書館及び方南図書館	1
	大宮前体育館	2
	堀ノ内東保育園	非公募
	大田黒公園	1
平成31(2019)年度	南荻窪図書館・下井草図書館・今川図書館・ゆうゆう今川館	2
	西荻地域区民センター・勤労福祉会館・西荻南区民集会所	2
令和2(2020)年度	杉並芸術会館	2
	宮前図書館・高井戸図書館	1
	成田図書館・阿佐谷図書館・方南図書館	3
	永福図書館及びコミュニティふらっと永福	3
	松ノ木運動場・永福体育館・下高井戸運動場・下高井戸区民集会所	3
	上井草スポーツセンター(上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プール)・妙正寺体育館	3
	荻窪体育館・高円寺体育館・大宮前体育館	3
令和3(2021)年度	阿佐谷地域区民センター・阿佐谷げやき公園・梅里区民集会所・梅里中央公園	4
	高井戸地域区民センター・高齢者活動支援センター・高井戸温水プール	2
	社会教育センター及び高円寺地域区民センター複合施設	8
	高井戸保育園／堀ノ内東保育園／上高井戸保育園	非公募

② 指定管理施設の利用料金の設定

地方自治法の規定では、利用料金は、事前に当該地方公共団体の承認を受けた上で、条例で定めるところにより、指定管理者が定める⁸ものとされている。

現在、区においては、利用者等の公平性を確保するために、区直営施設と同金額を条例で定めている。

③ 指定管理期間の設定

指定管理期間は、指定管理者のノウハウを生かし、施設設置目的の達成と効率的、安定的な運営を図るため、原則5年としている。これにより、指定管理者は、業務の継続性の担保や長期的視野に立った管理運営、人材育成が可能となり、区は、民間の能力を生かした新たな事業展開を期待することができる。

④ モニタリング⁹の実施

区では、指定管理施設を含む約600件の委託業務等を対象に、モニタリングを実施し、業務を継続的に管理・監督している。

モニタリングでは、毎年度2回、事業者からのヒアリングをはじめとする履行確認、履行評価(サービスの質の評価)を実施し、必要に応じて助言や改善に向けた指示を行っている。こうした取組により、より良い区民サービスの提供に向けて、業務改善や運営体制の強化につなげている。なお、業務委託においては、過去5年間で2件、モニタリングの結果から契約継続が妥当ではないと判断し、契約を更新しなかった事例があるが、指定管理施設は、モニタリング開始以降、優良・良好な施設運営がなされていることを確認している。

モニタリングの結果は、以下の区公式ホームページで公開している。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/shiteikanri/1005300.html>

⑤ 労働環境モニタリング¹⁰の実施

区では、指定管理施設の従事者の労働環境が、労働関係法令と照らし、適正に確保されているのかを確認するため、毎年度、2か所程度の指定管理施設を対象に、社会保険労務士による書類確認やヒアリング、立ち入り調査を実施している。社会保険労務士の専門的な視点からの助言等により、従事者にとってさらに働きやすい職場となるよう努めている。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/shiteikanri/1005300.html>

⁸ 指定管理者が事前に当該地方公共団体と協議し、承認を得た利用料を条例で定めるものである。

⁹ 委託業務(指定管理施設を含む)に対し、業務の履行確認及びサービスの質の評価を行い、各業務を継続的に管理・監督することにより、より良い区民サービスの提供に向け、業務改善や運営体制の強化等につなげていくもの

¹⁰ 指定管理施設を含む委託業務が、適正など労働環境のもとで行われているかを、社会保険労務士が書類審査、立入検査、ヒアリングなどにより確認し、必要に応じて助言等を行うもの、より適正な労働環境のもとで業務が行われることにより、区民に良質な公共サービスを安定的に提供することを目指す取組

⑥ 杉並区公契約条例¹¹の適用

指定管理者には、公契約を締結した者として、杉並区公契約条例(令和2(2020)年3月16日条例第16号)が適用される。適用される主な項目は、次のとおりである。

- ・労働報酬下限額¹²以上の賃金の支払
- ・再委託先に係る関係者が雇用している労働者の賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合についても、指定管理者が連帯責任により賃金を支払う義務 など

⑦ 公益通報制度¹³の適用

指定管理者及び指定管理施設の管理業務に従事している者は、杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例(平成16(2004)年3月19日条例第3号)に基づき、当該施設の管理業務において違法・不正があった、または発生するおそれがある場合に、公益監査員¹⁴に通報することができる。また、通報者は不利益な取り扱いを受けないよう保護される。

⑧ 災害対応

指定管理者は、災害対策基本法第62条第2項に基づき、区の実施する応急措置に協力する義務があるが、区では、当該事項について、区との役割分担をあらかじめ明確にするため、指定管理者と区で協定を締結することを基本としている。

¹¹ 区が発注する公共工事・公共サービスの品質を確保し、実効性を高めていくために、公共工事等の入札、契約等の適正化や、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を進めていくことを目的に令和2(2020)年に杉並区公契約条例を制定した。

¹² 労働報酬下限額とは 労働者等へ支払う賃金等の下限となる1日又は1時間あたりの額のこと。杉並区の指定管理協定に係る1時間あたりの労働報酬下限額は、令和4(2022)年度1,093円、令和5(2023)年度1,138円

¹³ 公益通報者保護制度は、事業者の法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するもの。

¹⁴ 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例第10条の規定により、公益通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として区長から委嘱された者。

(2) 個別外部監査¹⁵の実施

① 指定管理者制度全般

平成22(2010)年度に、指定管理者制度を導入している8施設を対象として、区の指定管理者制度が有益に機能しているかをチェックするため、個別外部監査が実施¹⁶された。

個別外部監査報告書では、選定に到る手続きに対して、指定管理者の公募期間、選定の際の評価委員による現地視察の実施、選定委員会の議事録の作成などのほか、指定管理期間の延長、区と指定管理者との基本協定の内容など多岐にわたる意見があった。区では、それらを踏まえて、区の指定管理者制度の手引きを改定するなどの改善につなげた。

さらに、保育施設については、指定管理者制度が、事業者が交代することによる競争性の発揮により自主事業の企画等の有効性向上を期待する制度であることから、保育施設が指定管理者制度に「馴染む」かは、再度検討する余地があるという指摘がなされた。また、障害者交流館については、指定管理者制度を導入せずとも、安定した公共サービスの提供が可能であれば、業務委託を検討するなど、管理運営形態を見直すことなどの意見が付された。

この結果、障害者交流館については、平成24(2012)年度から管理運営形態を業務委託に変更している。

② 保育事業

平成16(2004)年度及び平成29(2017)年度に、保育事業全般に対して、個別外部監査が実施され、その中に、指定管理者制度の導入等に対して触れられている。

平成16年度の個別外部監査では、指定管理者制度を活用した公設民営¹⁷による保育園運営は、公設公営¹⁸の保育園より公費負担を低く抑えるだけでなく、延長保育や産休明け保育など利用者のニーズに合わせたサービスが実施できることから有力な保育園運営の手段として今後も積極的に増やしていく必要があるとされていた。

また、平成29(2017)年度の個別外部監査では、公設民営・公設公営の保育園運営には国や都からの補助金等の収入がないことから、民設民営の方が行政コスト¹⁹を低く抑えることができるため、既存の公設公営園の積極的な民営化²⁰が急務であるとされていた。

なお、区内の民間保育施設が急増した状況において、区の保育の質の維持・向上が一層必要となる中、区立保育園が担う役割は重要性を増していることから、区立保育園の役割を確実に展開していくために、令和7(2025)年度以降、当面、区立保育園の民営化は行わないこととしている。

(個別外部監査報告書については、以下の区公式ホームページを参照)

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/kansa/1012784.html>

¹⁵ 監査委員の監査に代えて、外部の弁護士や公認会計士などの専門的で独立した立場から、専門的な観点からチェックするために、行政と個別外部監査契約を結んだ個別外部監査人として、監査を実施する制度のこと

¹⁶ 地方自治法第252条の41第1項または第252条の42第1項の規定に基づき長からの要求により、個別外部監査人により業務を監査した。

¹⁷ 国や地方公共団体が施設を設置し、その運営を業務委託や指定管理者制度により、民間事業者等に任せること

¹⁸ 国や地方公共団体が施設を設置し、かつ運営を担うこと。

¹⁹ 行政期間が、サービスを提供するために必要な費用のこと。人にかかるコスト(人件費、退職給与引当金繰入など)、物にかかるコスト(物件費、維持補修費など)、などが含まれる。

²⁰ ここでいう「民営化」とは、民間事業者等が施設を設置し、かつ運営を担うこと。

(3) 住民監査請求²¹

令和3(2021)年度に、杉並芸術会館に対する住民監査請求がなされた。請求主旨は、「指定管理業務収支計算書の非公開部分を改めた上で、指定管理者に適正な収支報告を行わせるとともに、本来支出する必要のない公金支出を区に返還させる必要な措置を講じること」であった。監査委員では、監査請求には理由がないものと認められるため、これを棄却するとの結論が出された。

しかしながら、指定管理者の収支報告の科目名の誤りを区が少なくとも5年間放置したこと、指定管理業務の助成金収入として計上すべき内容を自主事業の収入としていたことが指摘され、区は指定管理者に対し、遡って修正を行い、区に提出するよう指導すべきとの意見が付された。なお、収入金額が区の指定管理料の算定に影響せず、報告の有無によって指定管理料の額が変わるものではないため、指定管理業務の助成金収入として計上すべき内容を自主事業の収入としていたことによる指定管理料の支出に問題はありませんでした。

また、区は、指定管理者の自主事業に係る実施状況報告の提出を受ける際、収支報告の提出を受けおらず、不適切な対応をしていたことから、今後、収支報告書を徴されたいとの意見のほか、収支全般にわたり、科目名の設定や仕分けを行うよう指定管理者に指導されたいとの意見が付された。

区では、監査委員からの意見を踏まえ、必要な対応を実施した。

(住民監査請求 監査結果は、以下の区公式ホームページを参照)

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/kansa/1012790.html>

(4) 財政援助団体等監査²²

令和4(2022)年度に、杉並区監査委員において、補助金交付団体、出資団体及び指定管理者の中から計50団体を対象とした監査が行われた。

その中で、「西荻地域区民センター・西荻南集会所、勤労福祉会館」の管理運営を担う指定管理者及び関係部署に対して、税金を原資として公の施設の管理を指定管理者に委ねている制度であることを指定管理者が十分に理解して業務に当たるよう、所管課において指定管理者の理解を深めること、また、指定管理者の実績報告や収支報告等の内容を充分理解して点検するべき等の意見が付された。区では、監査委員からの意見を踏まえ、必要な対応を実施した。

(令和4(2022)年度の監査実施結果は、区公式ホームページに掲載中の以下の資料を参照)

https://www.city.suginami.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/012/788/teikikansa_kekka_r04_2.pdf

²¹ 地方自治法第242条に基づき、住民からの一定の要件のもとに請求があった時に、区の執行機関(区、委員会、委員)、又は職員について、違法もしくは不当な財務会計上の行為、又は財務会計に係る違法・不当な劣る事実を監査すること

²² 地方自治法第199条第7項、地方自治法施行令第140条の7に基づき、監査委員が必要と認めるとき又は区長の要求のある時に、区が財政的援助を与えているものの出納その他事務の執行で当該財政的援助に係るもの、区が資本金・基本金その他これに準じるものの4分の1以上を出資しているものの出納やその他の事務執行で当該出資に係るもの、指定管理者等の出納その他事務の執行で当該施設管理にかかるものなどの監査

(5) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区、指定管理者ともに想定をしていなかった事態であり、指定管理制度導入施設の運営に大きな影響を及ぼした。

区と指定管理者は、基本協定書²³において「不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失等が生じた場合、区と協議を行い、合理性の認められる範囲で区が負担する」旨の条項を設けていたことから、協議の上、指定管理業務の継続等に向け、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2(2020)年度から令和3(2021)年度に、次の対応を行った。

【新型コロナウイルス感染拡大時の主な対応】

期 間	主な対応策(概要)
令和2(2020)年3月9日～同年3月31日	区の休館要請に伴い、未収入となった施設利用料等や指定管理業務を実施できなかったことによる減収分を区が負担
令和2(2020)年4月1日～同年5月末 (休館の終了前日まで)	指定管理者は、休館中においても、休館期間終了後に円滑にかつ速やかに、業務を再開するための人材等を確保し続ける必要があった。そのため、その体制を整えておくことができるよう、人件費等固定費の8割を区が負担
令和2(2020)年6月1日 ～令和3(2021)年3月末	施設の利用料収入等について、左記期間の実績が、過去3年の実績と比して、減少割合が2割を超えた分について、区が負担

²³ 区と指定管理者との間で、施設運営・管理における基本的な取り決めを定める文書のこと